

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和8年4月1日現在)

地方公務員法第58条の3により、塩谷町職員の等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

1.行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	(1)主事補、技師補の職務 (2)主事、技師の職務	34	24.1	主事 主事補 技師 技師補 保育士 管理栄養士 計	27 3 1 1 1 1 34	56	39.7	係員級
2級	(1)知識、経験を必要とする業務を 行う主事又は技師の職務	22	15.6	主事 技師 保育士 保健師 管理栄養士 社会福祉士 計	13 1 2 3 1 2 22			
3級	(1)主査の職務	23	16.3	主査 保育士 主任介護支援専門員 主任保健師 主任管理栄養士 主任心理士 計	17 2 1 1 1 1 23	23	16.3	主査級
4級	(1)係長、副主幹の職務	33	23.4	副主幹 係長 統括保健師 主査保育士 計	16 15 1 1 33	33	23.4	係長級
5級	(1)課長補佐、所長、主幹の職務	14	9.9	主幹 課長補佐 園長 計	6 7 1 14	14	9.9	課長補佐級
6級	(1)会計管理者の職務 (2)課長、事務局長の職務 (3)困難な業務を行う所長の職務	15	10.7	課長 事務局長 計	13 2 15	15	10.7	課長級
合計		141	100.0					

2.技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	労務職員(乙)の職務 労務職員(甲)の職務 技能職員の職務	0	0.0			1	100.0	技能労務 職員級
				計	0			
2級	経験を必要とする労務職員(甲) (乙)の職務 技能経験を有する技能職員の職務	0	0.0					
				計	0			
3級	相当の経験を必要とする労務職員 (甲)(乙)の職務 相当の技能若しくは経験を必要と する技能職員の職務	0	0.0					
				計	0			
4級	主任技能職員の職務	1	100.0	用務員	1			
				計	1			
合計		1	100.0					